第28回

平成30年1月11日 10

その他の知的財産権関連

30年度【知的財産法】杉山 務

ミートホープミンチ事件

食肉加工事業者が鶏や豚などを混ぜて製造し たミンチ肉に「牛100%」などと表示し、取引先 十数社に約138トンを出荷する等して、代金約 3900万円を詐取した行為つき、商品の品質を 誤認させるとして不正競争防止法及び刑法(詐欺罪)に違反したとして元社長に対し, 懲役 4年の刑が科せられ

(「ミートホープ」事件 - 札幌地判平20.3.19)



牛乳表示事件

実際には「牛乳」ではなく生乳にクリーム, 脱脂粉乳, 水等が混入された「加工乳」であるにもかかわらず,「種類別牛乳」,「成分無調整」と印刷された紙パックに詰めて販売等した行為につき, 違反行為を行った者には懲役刑(執行猶予つき), 法人には法人重課により2000万円の罰金刑が科せられた

(「全酪連牛乳表示」事件一仙台地判平9.3.27)

2

30年度【知的財産法】杉山 務

不正競争とは

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする

- •周知表示混同惹起行為(1号)動くかに看板事件、東急電鉄事件
- ・著名表示冒用行為(2号) シャネル事件, ディズニー事件
- ・商品形態模倣行為(3号) ルービックキューブ事件
- •営業秘密不正取得行為(4号)
- ·悪意者の営業秘密不正取得行為(5号)
- ・不正取得秘密の取得後悪意使用行為(6号)
- ·営業秘密不正使用·開示行為(7号)
- ・不正開示行為の悪意者の使用・開示行為(8号)
- ・不正開示行為を事後的に知った者の使用・開示行為(9号)
- ・技術的制限手段を無効化する機器の譲渡等(10, 11号)
- •不正利益目的のドメイン名の取得・使用行為(12号)goo事件
- •原産地等誤認惹起行為(13号)
- ·営業誹謗行為(14号) ·代理人等商標冒用行為(15号)

3

周知表示混同惹起行為

1 周知表示と混同を生じさせる行為(2条1項1号)

他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一のもの若しくは類似のものを使用し、又は、そのような商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

かに道楽の店舗の外壁面に設置された「動くかに看板」の商品等表示性が争われた「動くかに看板事件」の大阪地裁判決(昭和62年5月27日)では、かに料理店の店頭に設置された、動くかに看板が商品等表示であると認定され、それを模倣した看板を掲げる行為が、不正競争防止法2条1項1号の不正競争(周知表示混同惹起行為)に該当するとして、看板の使用禁止及び損害賠償の請求が認められた



4

30年度【知的財産法】杉山 務

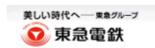
周知表示混同惹起行為

「東急」芸名訴訟事件 東京地裁100313(確定)

俳優, 高知東急(たかちのぼる/芸名)さんが, 東急グループの芸能活動と混同される恐れがあるとして, 東京急行電鉄がその芸名使用差止めを求めていた訴訟で, 東京地裁は原告の訴えを全面的に認めた。 判決は, 「東急」の文字からは「とうきゅう」以外の読みを連想できず,

周知の営業表示を無断使用する行為は、その信用と名声を利用する行為に当たると判断





5

著名表示冒用行為

著名表示を冒用する行為(2条1項2号)

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又は・・・提供する行為

著名な商標(ブランド)等にただ乗り(フリーライド)して, 商品を販売等する行為の禁止規定

松戸市のスナックがフランスの高級ブランド「シャネル」と同じ名を店名として利用していることに対して、その使用をやめるよう求めて告訴し、会社側が名前を使わないよう求めていた裁判



6

30年度【知的財産法】杉山 務

著名表示冒用行為

スナック「シャネル」事件

東京高裁は、このスナックは駅前のビルの中にあり一日に数組の客が来る店で、その名前を使っても、シャネルと関係があると誤解されるとは思えないとして訴えを退けた 最高裁は、逆に**営業の規模や内容は違っても、関係があると誤解されるおそれがある**として、スナックの経営者に名前を使わないよう命じ、損害賠償などの金額については東京高裁に審理を差し戻した<広義の混同>

ディズニー事件:

「ディズニー」をポルノショップの名称として利用し「ポルノランドディズニー」とする事件

7

形態模倣

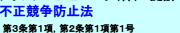
形態模倣3号

1998.8.3 アップルコンピュータ(株) 「iMac」発売

1999.7.20 (株)ソーテック社 「e-one 433」発売



1999.8.24 アップルコンピュータ(株) 提訴 不正競争防止法





(左)e-one433 (右)iMac に基づく製造及び販売等の差止め

1999.9.20 東京地裁 平11(ヨ)22125 差止めの仮処分決定

2000.1.14 和解



わずか2か月で 競合商品を 市場から排除





「ラガー」VS 「ファインラガー」 e-one 500

インプレス社 PC Watchホームページより

8

9

30年度【知的財産法】杉山 務

商品商品形態模倣行為

タマゴッチ

ニュータマゴウオッチ





(東京地判10.2.25)





(東京高判13.9.26)

真正品は左

適用除外

①日本国内において最初に販 売された日から起算して3年を 経過した商品の形態を模倣した 商品を譲渡,輸入等する行為 ②譲り受けた時にその商品が 他人の商品の形態を模倣した 商品であることを知らず,かつ, 知らないことにつき重大な過失 がない者がその商品を譲渡、輸 入等する行為

営業秘密 (不正競争防止法)

営業秘密とは!



- ○不正手段によって営業秘密を取得し,使用等する行為を規制
- ○保護対象=営業秘密(製造ノウハウ,設計図等,顧客リスト, 販売マニュアル等)
- ○保護要件=秘密管理性,有用性,非公知性
 - ★特に秘密管理性→①アクセス制限,②営業秘密の表示
 - ①情報にアクセスできる人を特定すること
 - ②情報にアクセスした者が、それが秘密であると認識できること

10

30年度【知的財産法】杉山 務

秘密保持誓約書 (例)

貴社の工場内見学 どうしていますか?

秘密保持誓約書

200×年×月×日

〇〇〇〇株式会社 0000殿

□□□□株式会社

0000 的

当社は、当社の従業員〇〇〇〇が貴社〇〇〇製造工場〇〇〇工程を見学させていただくに 際し、次の事項を厳守し、いささかも貴社にご迷惑をかけぬことを誓約いたします。

- 1. 当社は、工場見学に際し貴社が当社に供与し、かつ指定した一切の秘密(以下「本秘 密」という。)を形式を問わず第三者に漏洩しません。
- 2. 本秘密を貴社の承諾なしには一切使用しません。
- 3. 必要最小限の範囲の当社従業員には本秘密を関知させますが、当社は、見学をした従業 員及び本秘密に関与した従業員に対して、在職中及び退職後も本誓約書の趣旨と同趣旨の 義務を誓約させます。
- 4. 当社の従業員が貴社〇〇〇工程を見学した事実も秘密にします。
- 5. 当社、当社の従業員又は当社の従業員であった者が、本誓約事項のいずれかに違反した行為をした場合には、当社はすべて責任を負い貴社の蒙った一切の損害を賠償します。

IJ 上

契約書のひな型は「知っておきたい特許契約の基礎知識」を参考に [工業所有権情報・研修館のHP] http://www.ryutu.ncipi.go.jp/info/tebiki/index.html 30年度 【知的財産法】 杉山 務

営業秘密

営業秘密(Trade Secret)に関する不正行為⑵条項4号~9号)

営業秘密、つまり企業内で秘密として管理されているノウハウ、顧客リスト、販売マニュアルなどを違法な手段で取得したり、取得した情報を自ら利用したり他人に売却するなどの行為

<営業秘密の定義(2条4項)>

秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの

例. コカコーラの原液組成

営業秘密として保護されるには、単に営業秘密の保有者が秘密であると認識しているだけでは不十分であり、それが営業秘密として客観的に認識することできる状態で管理されていることが必要である

<営業秘密に関する不正行為>

- ○不正開示行為・・・不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

<営業秘密の具体例>

- ○技術上の情報:製造技術,設計図,実験データ,研究レポート,図面など
- ○営業上の情報:顧客名簿,販売マニュアル,仕入先リスト,財務データなど

_ 12

30年度【知的財産法】杉山 務

不正競争とならない行為

形式的には不正競争に該当する行為であっても、不正競争行為にはならない行 為が不正競争の区分に応じて規定されている

- 1. 商品の普通名称もしくは慣用表示を普通に使用される行為, またはこれらの 表示を使用した商品を販売するなどの行為
- 2. 営業の慣用表示を普通に用いられる方法で使用する行為
- 3. 自己の氏名を善意に使用する行為、またはこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
- 4. <mark>周知表示</mark>が周知となる以前より,善意に使用する者もしくはその者より営業と共にその表示の使用を承継した者がその表示を使用する行為,またはこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
- 5. 善意で商品形態を模倣した商品を取得する行為
- 6. 営業秘密が不正行為によるものと知らず (知らないことにつき重大な過失がない場合に限る),取引によって営業秘密を取得した者が,その取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し,又は開示する行為
- 7.コンテンツの技術的制限手段を解除する機器・プログラム等を,技術的制限手段の試験又は研究のために提供する行為

13

外国の国旗・紋章などの使用禁止

パリ条約6条の3の規定を受けて,外国の国旗•紋章など,政府間国際機関の標章などを商業上使用することを禁止(9条,10条)

例. 国際連合のマーク, ユネスコのマーク





外国公務員などに対する不正利益供与などの禁止

国際的な商取引に関して営業上の不正利益を得るために外国公務員や 国際機関の職員等に対して贈賄など利益を供与することを禁止(11条) (平成10年の改正で追加)

_ 14

30年度【知的財産法】杉山 務

救済措置 < 民事 >

民事上の救済

差止請求権 (3条)	不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
損害賠償請求権 (4条)	故意又は過失により不正競争を行い他人の営業上の利益を侵害 した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる(民法7 09条と同様の規定)。
損害額の推定 (5条)	4条に基づく損害賠償請求を行う際の損害額を推定する規定,侵害者の利益の額を損害の額と推定するなどの規定が設けられている。
書類提出命令 (6条)	裁判所は、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。
信用回復措置請求権(7条)	故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、請求により、営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

〇平成15年の法改正により、損害額の立証をさらに容易化するため、具体的態様の明示 義務(5条の2)、損害計算のための鑑定(6条の2)、裁判所による相当な損害額の認定 (6条の3)などの規定が追加された。

30年度【知的財産法】杉山 務

措置<刑事>

1. 周知表示と混同

周知表示と混同を生じさせる行為,又は原産地等の誤認を生じさせる行為

2.虚偽の表示

商品若しくは役務若しくはその広告について誤認させるような虚偽の表示

3. 使用禁止違反

外国の国旗・紋章など、外国公務員などに対する不正利益供与

4. 営業秘密

- ○営業秘密を不正取得した後不正の競争の目的でそれを不正に使用・開示した者
- ○上記の使用・開示の目的で、媒体によって営業秘密を不正に取得・複製した者
- ○営業秘密を示された者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密が記録された媒体を不正に領得・複製して、その営業秘密を使用・開示した者
- ○営業秘密を示された役員・従業者であって,不正の競争の目的で,それを不正に使用・開示した者
- ○上記,営業秘密に関する罪については、告訴がなければ公訴を提起することができない (親告罪)

16

30年度【知的財産法】杉山 務

消滅時効

- 営業秘密を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利(差止請求権)は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する(短期消滅時効)(8条)
- その行為の開始の時から10年を経過したときも,同様とする(除斥期間)

_ 17

特許とノウハウ

特許

- 〇特許庁に出願,登録が必要
- 〇権利期間は有限
- 〇取得・維持費用が必要
- 〇発明の内容の公開が前提である ため、技術漏出や模倣の恐れあり
- 〇権利期間中は実施権を専有 (権利が安定)

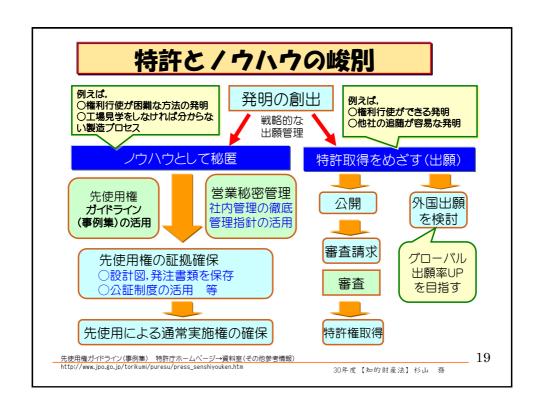
ノウハウ

- 〇特段の手続不要
- 〇期限は制限なし
- 〇秘密管理が必要
- ○秘匿にしていれば漏出,模倣が生じにくい
- 〇第三者が独自開発したり, 不特定者に 知られると権利性なし (他社の特許化による実施制約が発生す

る可能性)

ケースバイケースで考えるが、第三者が簡単に追随できるときは特許で対応

18



その他の知的財産権等

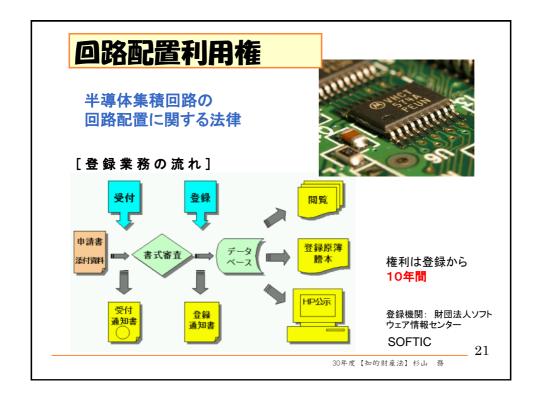
1 回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 2 独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律)
- 3 水際措置(関税法)
- 4 弁理士制度(弁理士法)

20

30年度【知的財産法】杉山 務



私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービス事業者による特定ソーシャルゲーム提供事業者に対する取引妨害事件について排除措置命令

株式会社ディー・エヌ・エーが、ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE(グリー株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。)を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた事件(平成23年6月9日 排除措置命令)

(知的財産権の行使行為)第二十一条

この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

独占権であるから、販売地域や期間を制限した契約は正当だが、実質的な競争を阻害する販売価格の下限を設定することは正当な権利行使とはいえない。

22

30年度【知的財産法】杉山 務

パチンコ機特許事件 (平成9年8月6日勧告審決, 平成9年(勧)第5号)

X社ら10社は、ぱちんこ機の製造に関する多くの特許権等を所有すると同時に、国内において販売されるぱちんこ機のほとんどを供給する製造販売業者である。

X社ら10社は、その所有する特許権等の管理を Y連盟に委託するとともに、 これらに係る発明等の実施許諾の意思決定に実質的に関与していた。

Y連盟が所有又は管理運営する特許権等は、ぱちんこ機の製造を行う上で重要な権利であり、これらに係る発明等の実施許諾を受けることなくぱちんこ機を製造することは困難な状況にあった。

X社ら10社及びY連盟は、ぱちんこ機の製造分野(川下市場)への参入を排除する旨の方針に基づき、Y連盟が所有又は管理運営する特許権等の集積を図り、これらに係る発明等の実施許諾に係る市場(川上市場)において、既存のぱちんこ機製造業者以外の者に対しては実施許諾を拒絶するなどにより、参入を希望する事業者がぱちんこ機の製造を開始できないようにした。このようなX社ら10社及びY連盟の行為は、ぱちんこ機を製造しようとする者の事業活動を排除するものであると認定された。

23

平成30 年3 月2 日 財務省

税関の知財侵害物品差止件数は引き続き高水準

(平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況)

- 1 輸入差止件数が引き続き高水準, 30,627件(17%増)
- 2 輸入差止点数は、506.750点(18.6%減)
- 3 1日平均で84件, 1,300点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止め
- 4 輸入差止価額は、推計で約113億円
- 5 仕出国は中国92.2%

差止め

財務省HP:https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2017/20180302a.htm

24

30年度【評価特別研修】杉山 務

弁理士とは

特許, 実用新案, 意匠, 商標などの知的財産のスペシャリスト

弁理士の業務

産業財産権に関わるすべての事務手続を代理することができる国家資格保有者「特許事務所」は弁理士が仕事をする主な場所で、すべての弁理士は日本弁理士会の会員

弁理士の仕事 中心的な仕事は.

- ・特許・意匠・商標などの出願に関する特許庁への手続についての代理
- ・知的財産権に関する仲裁事件の手続についての代理
- ・特許や著作物に関する権利,技術上の秘密の売買契約,ライセンスなどの契約交渉や契約締結の代理
- ・特許法等に規定する訴訟に関する訴訟代理(審決取消は単独可能だが侵害訴訟は 弁護士と共同であれば代理可能)

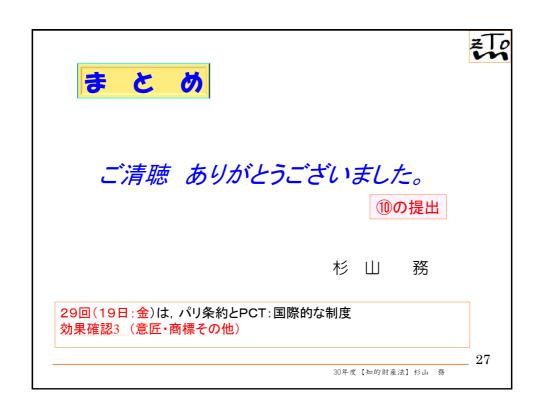
出願の代理 出願後の問題に対処,争訟,鑑定,判定請求,実用新案権の技術評価請求,外国における産業財産権の取得,対応

意匠登録出願, 商標登録出願, 不正競争防止法, 水際措置における業務

25

http://www.jpaa.or.jp/?cat=19





不正競争防止法

制度:事業者間の公正な競争と国民経済の健全な発展

不正競争行為:他人の商品等表示と誤認,著名商品名の冒用,形態模倣

営業秘密:非公知,有用性,秘密管理 ⇒重要3項目

事例1:豚肉を混ぜたひき肉を「牛ミンチ」として出荷。それを使って製造された牛肉コロッケが 同切された。(今社社長に実型別法)

回収された。(会社社長に実刑判決)

事例2: ODA事業の受注に絡み、外国政府の高官に現金を供与。

(日本企業の従業員と法人に罰金刑の判決)

事例3:ゲームメーカーがコピーを制限していたプログラムを,無断でコピーできるようにする機

械を輸入・販売した業者に差止命令

事例4:奇抜な形状のゲーム機を発売したところ、よく似た形のモノマネ商品が出回り始めた。

事例5:きちんと管理していた顧客名簿を元従業員が在職中に持ち出し、他社で使用されてしまっ

た。

不正競争防止法

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止 及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること を目的

★ 他の知的財産と異なり、独占できる権利ではなく、不正な競争行為を規制する<u>行為規制法</u>である。 ○○権ではないから、損害賠償に関する規定を、独自に設けている。(4条)

不正競争防止法の法体系上の位置付け

・民法との関係

不正競争防止法は、民法(不法行為法)の特別法 民法は損害賠償のみ 不正競争防止法では差止請求権あり

- ・知的財産法との関係
 - ・不正競争防止法は知的財産法の一環
 混同惹起行為の規制 ⇒ 営業上の信用に化体された財産の保護(商標法)
 営業秘密の保護 ⇒ 創作活動の保護(特許法他)
 - ・保護法益の差 特許法, 商標法等 ⇒ 客体に権利付与 不正競争防止法 ⇒ 不正競争行為を規制
- ・独占禁止法との関係
 - 経済法としてともに競争秩序の維持を図る。

自由競争制限行為(カルテル,私的独占)を禁止
→排除命令など
公正競争阻害行為(不公正な取引方法)を禁止 行政規制中心
不正競争防止法 → 不正競争の防止 → 刑事罰,民事請求(差止,損害賠償)

・商法(商号)との関係1

会社法8条及び不正競争防止法の規定の趣旨は、他人の不正使用を排斥する権利を認めるもの 不正競争防止法2条1項1号、2号:周知商品名、著名商品名

・商標法との関係

商標法:標章を業としてその商品又は役務について使用 商標法 25 条:登録商標の独占 不正競争防止法 2 条 1 項:人の業務に係る氏名, 商号, 商標, 標章, 商品の容器若しくは包装そ の他の商品又は営業を表示するもの 商品又は営業の出所を示す表示は広く<u>商品等表示</u>となる

不正競争(2条)

- ・周知表示混同惹起行為(1号)
- 民事・刑事罰 民事罰

- · 著名表示冒用行為 (2 号)
- · 商品形態模倣行為 (3 号)
- · 営業秘密不正取得行為(4号)
- ・悪意者の営業秘密不正取得行為<u>(5号)</u>
- ・不正取得秘密の取得後悪意使用行為(6号)
- · 営業秘密不正使用 · 開示行為 (7 号)
- ・不正開示行為の悪意者の使用・開示行為 (8号)
- ・不正開示行為を事後的に知った者の使用・開示行為(9号)
- ・技術的制限手段を無効化する機器の譲渡等(11, 12号)
- ・不正利益目的のドメイン名の取得・使用行為(13号)
- · 原産地等誤認惹起行為(14号)
- ·営業誹謗行為(15号)
- · 代理人等商標冒用行為(16号)

<u>営業秘密の定義</u> (2条6項):秘密として**管理**されている生産方法,販売方法その他の事業活動に**有用**な技術上又は営業上の情報であって,**公然**と知られていないもの

- ・秘密として管理されていること(秘密管理性)
 - ①情報にアクセスできる者を制限 (アクセス制限)
 - ②情報にアクセスした者が秘密であると認識できる(客観的認識可能性)
- ・有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性)

当該情報自体が客観的に事業活動に利用され,経費の節約,経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくてもよい。

設計図、製法、製造ノウハウ、顧客名簿、仕入先リスト、販売マニュアル

・公然と知られていないこと(非公知性)

保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも,当該第三者も当該情報を秘密 として管理していれば,非公知

 $^{^{1}}$ 会社法 8 条: 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

不正競争とならない行為

形式的には不正競争に該当する行為も、不正競争行為にはならない(19条)

- (1) 商品の普通名称若しくは慣用表示を普通に使用される行為,又はこれらの表示を使用した商品を販売するなどの行為
- (2) 営業の慣用表示を普通に用いられる方法で使用する行為
- (3) 自己の氏名を善意に使用する行為、又はこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
- (4) 周知表示が周知となる以前より、善意に使用する者若しくはその者より営業と共にその表示の使用を承継した者がその表示を使用する行為、又はこの表示を使用した商品を販売するなどの行為
- (5) 善意で商品形態を模倣した商品を取得する行為
- (6) 営業秘密が不正行為によるものと知らず(知らないことにつき重大な過失がない場合に限る),取引によって営業秘密を取得した者が、その取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為
- (7) コンテンツの技術的制限手段を解除する機器・プログラム等を,技術的制限手段の試験又は研究のために提供する行為
 - ※ 時効:侵害の停止又は予防を請求する権利は、その事実及びその行為を行う者を知った時から3年間行わないときは、又は、その行為の開始の時から10年を経過したときは消滅する。

措置の内容

• 民事的措置 2

- ○差止請求権(3条)
- ○損害賠償請求権(4条)
- ○損害額・不正使用の推定等 (5条等)
- ○書類提出命令(7条)
- ○営業秘密の民事訴訟上の保護(10条等) (秘密保持命令,訴訟記録の閲覧制限,非公開審理)
- ○信用回復の措置(14条)

• 刑事的措置(刑事罰)

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- ○罰則(21条)
 - ・営業秘密侵害罪:10年以下の懲役又は2,000万円以下(海外使用等は3,000万円以下)の罰金
 - ・その他の不正競争:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- ○法人両罰 (22条)

営業秘密侵害罪の一部:5億円(海外使用等は10億円)以下

その他の侵害罪の全部: 3億円以下

2 (差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害 する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない

- ○国外での行為に対する処罰(21条6項・7項・8項) (営業秘密侵害罪,秘密保持命令違反,外国公務員贈賄罪)
- ○営業秘密侵害行為による不当収益等の没収(21条10項等)
- ★刑事訴訟手続の特例(第23条~第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容を言い換え,公判期日外での尋問等)

★没収に関する手続等(第32条~第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

- Q:相手と競争関係にないが、相手の信用を毀損する虚偽の事実を流す行為は、不正競争防止法上の不正競争行為 である。
- Q:品質を誤認させる行為は、不当景品類及び不当表示防止法により規制されるから、不正競争防止法による規制はない。
- Q:特許権の侵害である旨の警告書を相手方の取引先に対して送付する行為は、特許権の行使であるから、その内容に虚偽の事実が含まれていても、不正競争行為に該当しない。

独占禁止法との関係

- ・独占禁止法:「公正かつ自由な」競争秩序の維持³ 規制される行為
 - ①不当な取引制限(カルテル)
 - ②私的独占
 - ③不公正な取引方法
 - ④企業間の結合や集中

企業の競争が実質的に制限されるときは、企業間の株式の保有、役員の兼任、企業の合併、は禁止(10条)

・不公正な取引 (特許ライセンス契約において)

研究開発活動の制限,競争品の製造・販売又は競争者との取引制限,販売価格の制限, 製造・販売数量の制限

・不公正な取引非該当

改良技術の非独占ライセンス義務,取得知識,経験の報告義務,技術の利用期間の制限, 区分許諾,技術利用分野の制限,輸出に係る制限,サブライセンス先の制限

· 景品表示法

公正な競争の確保 一般消費者の利益の保護4

³ 独占禁止法 第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二十一条 この法律の規定は、著作権法 , 特許法 , 実用新案法 , 意匠法 又は商標法 による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

⁴ 不当景品類及び不当表示防止法 (目的) 第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。